芦屋市弘報

芦屋市精道町93
発行所　芦屋市役所
発行人　芦屋市長
編集人　西田増藏
印刷所　塚田印刷KK
毎月1回20日発行定価2円

漸次好轉しつつある本市のお台所

芦屋市財政事情報告書から

29年度下半期の市財政白書

昭和29年度の下半期（29年10月～30年3月）における市財政事情について報告します。

今や全国の地方公共団体は、いずれもその大半が赤字財政に追いこまれ、本市もまた過去数年間の赤字の累積と相まって、昭和28年度決算において、既に一億数千万円の歳入欠陥を生じましたことは、誠に遺憾なことであります。

これが赤字発生の原因並びに之が解消の措置につきましては概要次のとおりでありまして、再建第一年度の昭和29年度においては、年度当初の目標に対し、概ねその目的を達し得たものと存じております。しかしながら再建第二年度に入りました今日、更に積極的に財政の再建に努力致したいと考えておる次第であります。

赤字發生の原因とその解消策

なぜ地方公共団体にこのような赤字が生じたか。之については四月号の弘報でも一部申し上げましたが、要は、自治体に課せられた仕事があまりにも多く、これに伴う自主財源の少ないのに起因しているのです。従って国と地方を通ずる関係諸制度の改正を図り、赤字発生の原因を除去しなければ、抜本的な解決策はないものと考えますが、他方自治体自体におきましても、それぞれ特殊事情があるのです。本市のような立地条件や或いは戦災復興事業、災害復旧事業、不祥事件による出費等がその原因をなしているのです。特に国県の補助事業等において補助率が少なかったり、又委任事務等にしても常に地元に相当の負担をかけられたことが、赤字財政に拍車をかける結果となっています。

したがつて、これが根本対策としては、全国市長会を通じ、常に諸制度の改正に努力を重ねていますが、市自体においても、昭和28年度以降既にこれが解消に意を用い、逐次財政規模の縮縮に努めると共に、29年度予算の編成に当つては、前年度より更に一割を圧縮すると共に執行面でもできる限り削減に努めてきたのであります。この反面収入の増加を図り又財政再建計画に基いて各種事務事業を再検討し、或いは又財政再建整備特別措置条例の設定を企図した次第です。この条例（案）は遺憾ながら成立するに至りませんでしたが、30年度予算では既にこの条例（案）に基いて措置しておりますので、更に一段と緊縮財政をもつて、赤字克服に邁進致したいと考えております。

お台所をのぞくと

29年10月以降の各科目別の収支の状況は、別表のとおりですが、29年度は、赤字を増やさないことを第一目標として全般に亘つて節減に努めた結果最終予算額は五七五、八五七千円となつて、前年度五七二、三四六千円に比べ三、五一一千円の増加となつていますが、これを各一年ごとの最終予算額に改めてみますと

	各年度最終予算額	繰上充用額（前年度才入不足額）	＝	単年度予算額
28年度	五七三、三四六千円	八〇、三三七千円	＝	四三、〇〇九千円
29年度	五七五、八五七千円	一四四、九六六千円	＝	四三〇、八〇一千円

※となつて差引六一一、一〇八千円を減らしました。

しかしこれは、前年度からの赤字繰越額が前々年度に比し六千四百余万円増加したためであります。純予算額としましては六千余万円の予算減額となつています。

このようにして、予算面におきましても極力財政規模の膨脹を抑えてきたのですが、一方執行面においても、28年度の4月から29年3月までにおける純支出額三四〇、九七八千円に比べ29年度に於ては三九、七〇一千円の減少となり、事務事業の面にも相当の節減をしております。

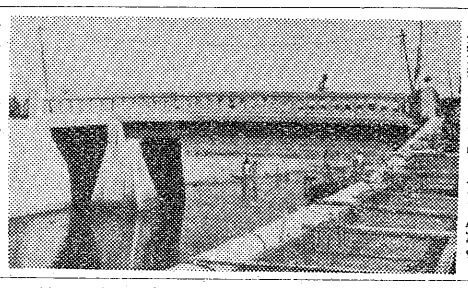

〈新装なつた宮川汐風橋〉

この反面才入では、地方税法の改正等もありましたが、昭和29年4月から30年3月における収入総額は三五〇、二五〇千円で、この間に支出した総額（繰上充用一四四、九五六千円を含む）四四六、二三三千円に比べますと九五、九八三千円の不足額を生じておるのであります。

しかしながら単に29年度のみについてみますと、才入見込額は三九三、六六三千円才出見込額は三八二、七〇七千円と相成って一〇、九五六千円の黒字見込と相成っておるのです。

これを昭和28年度の単年度についてみると、才入額においては三八九、五三〇千円才出額においては四五四、一四九千円となって差引六四、六一九千円の赤字を生じたことゝなっております。

私達の負担は

前年同期と比較してみると、九八〇世帯二、〇九四人が増加しております。市民一世帯及び一人当りの税負担額については、別表のとおりですが、このうち主なものについて申上げますと、

(1)市民一人当り市税の調定額では現年度分と滞納繰越分との計28年は六、四二〇円　29年は六、一四二円　減二七八円　九五・八%

(2)市民一世帯当り現年度分と滞納繰越分との計28年は二四、九八一円　29年は二三、一六四円　減一、八一七円　九二・七%

公益事業の経理

(1)**競馬競輪事業**

これら事業の収益を一般会計へ繰入れた額は次のとおりであつてこの種事業に対する是非の世論はとにかくとして、現実に少なからず赤字財政克服に寄与して参つた功績を没することはできません。昭和27年二四、〇四〇千円昭和28年二二、〇三〇千円昭和29年一四、五一四千円しかしながら社会状勢の變化と又かゝる事業の濫立に伴つて、成績は年々下降つゝあるので、今後多くを期待できない事も事実です。

(2)**上水道会計**

昭和29年度末における、給水人口及び給水量は昭和13年給水を開始した当時にくらべて、はるかに増大し、現有施設では既に賄い得ない飽和状態にあり、又山麓開発と相まつて、将来益々不足を生ずる状況なのでその対策を種々検討してきたのですが、その計画も一応完成し、市議会の承認を得て、関係官庁に申請している次第であります。

この種企業については、既に地方公営企業法が制定せられていますが、本市は、規定人員に満たないため、司法を適用されないで、従来どおり特別会計によつています。しかし事業の性質上、同法による経理も一部実施し、適正なる運営に努めております。

(3)**病院会計**

病院開設以来既に3年を経過し、その内容も逐次整備を行いつつあつて、病床数も99床を数えております。しかし現在の病棟数では、いかにも狭隘であり又診療科目も限られているため、目下これが増築について、関係機関を通じ増設方を申請しています。

入院患者や診療を受ける人も年と共に増え、下半期の入院患者診療患者の数は、前年同期に比べ五、五八二名を増加し、従つて収入面においても八、八七二千円の増加となつています。しかしながらまだ完全に独立採算を得るまでには至つておらず、昭和23年度においては、五、七九四千円の繰入れを行い又29年度においては四、〇〇〇千円を繰入れる予定になつています。この会計の経理方法は上水道会計と同様、公営企業法の適用を行つていないが、事業の性質上一部には企業会計に準じて経理を行い、適正なる運営を行うよう努めております。

大体私達のお台所の内幕は以上の通りです。苦しいことも苦しいが、幸い皆様のご協力をお願いして何とかがんばつて一日も早く今の不景気風をおつ払い、威勢よくかまどの煙を黒々とあげようではありませんか。

五月の新着図書

○志賀勝　アメリカ文学の成長○新村猛　フランス文学研究序説○ダンネマン　大自然科学史○小出博　日本の水害○近代文学社　現代日本文学辞典○崎川範行　火から原子力まで○民主主義科学者協会共同デスク　死の灰から原子力発電へ○エヌ・ア・マクシーモフ　植物の生活○下中彌三郎　世界連邦○渡辺佐平　金融論○波多野完治　人間形成の心理学○野尻抱影　星恋○渡辺一夫　乱世逸民問答○フランク・S・カプリオ　完全なる男性○牧田茂　海の民俗学○小林珍雄　キリスト教用語辞典○全国大学国語教育学会　文法の学習指導○井上翠　井上中国語新辞典○務台理作　現代倫理思想の研究○C・H・シュットラッツ　日本人のからだ○井上幸治　年表世界歴史○石井照久　株式会社○金子光介　近代西洋文化史概観○孝橋正一　社会事業の基本問題○杉谷雅文　平和哲学と教育学○塩田良形　美術○中谷健次　造ラルク　動物哲学○石山賢吉　アメリカ印象記○スルツ・オーウエン　一般遺伝学○小竹無二雄　世界の化学（一九五一年）○吉屋信子　苦楽の園○岡田正之　日本漢文学史○下中彌三郎　外国人名事典○横田喜三郎　世界のフロイド夢判断その他多数新着（市立図書館）

日赤募金あと一息

一本の白い羽根が、「いざ」というときあなたを救う赤十字社を築きます。一個の白いバッヂを買うことが医療事業に、災害救護に、また引揚に協力します。芦屋市の目標は44万5千円、ことしも目標はるか突破を目ざして、一人でも多く白い羽根を、バッヂを。そして戸毎に一人は赤十字社員に御加入下さい。

せがき供養

市民の皆様、既に御承知の事と思いますが、芦屋市の火葬場が開設されてから現在に至るまで、皆様の御家族、親戚、友人、又は先輩の方々の死亡され火葬にふされた御遺骨は昨年6月1日より芦屋市霊園内に建立された光明地蔵尊に奉修してお祀りしております。来る6月1日は一周忌に当りますので、皆様と共に当日午前10時から霊園でこの萬霊を供養し御冥福をお祈り致したいと存じます。当日は皆さんお誘合せの上御参詣下さいますよう。

芦屋市の人口

（5月1日現在）

人口総数	55,462
男	27,519
女	27,943
世帯数	14,832

《別表1》　昭和29年度一般會計の収入状況　（昭和30.3.31現在単位千円以下同じ）

科目	最終予算額	調定額	収入額	対調定額未収入額	収入歩合
市税	298,495	332,662	263,203	69,459	79.1%
地方交付税	7,500	—	—	—	—
公営企業及財産収入	97,752	17,925	17,311	614	96.6
負担金及分担金	827	815	674	141	82.7
使用料及手数料	15,238	14,270	12,203	2,067	85.5
国庫支出金	52,811	39,085	38,171	914	97.7
県支出金	7,302	950	950	—	100.0
寄附金	10,915	9,531	9,531	—	100.0
雑収入	64,317	8,364	7,707	657	92.1
市債	20,700	500	500	—	100.0
合計	575,857	424,102	350,250	73,852	82.6

《別表2》　一般會計の支出状況

科目	最終予算額	支出額	予算残額	支出歩合
議会費	17,771	16,689	1,082	93.9%
市役所費	90,228	81,276	8,952	90.1
警察費	45,850	33,726	12,124	73.6
消防費	19,597	3,918	15,679	20.0
土木費	20,867	4,732	16,135	22.7
都市計画事業費	94,771	60,726	34,045	64.1
教育費	66,345	49,937	16,408	75.3
社会福祉費	18,770	11,286	7,484	60.1
保健衛生費	3,137	1,594	1,543	50.8
産業経済費	950	875	76	92.1
財産調査費	379	138	241	36.4
統計費	3,966	3,102	863	78.2
選挙費	20,965	18,552	2,413	88.5
公債費	18,904	11,983	6,921	63.4
諸支出金	145,000	144,956	44	100.0
前年度繰上充用金	5,800	2,743	3,057	47.3
繰越金	2,557	—	2,557	—
予備費				
合計	575,857	446,233	129,624	77.5

《別表3》　昭和29年度各會計収入状況

科目	最終予算額	調定額	収入額	対調定額未収入額	収入歩合
一般会計	575,857	424,102	350,250	73 852	82.6%
特別会計　上水道費	33,727	30,788	29,291	1,497	95.1
特別会計　市立芦屋病院費	37,008	30,135	28,441	1,694	94.4
特別会計　浴場費	4,772	4,597	4,362	235	94.9
特別会計　地方競馬費	110,629	103,862	103,862	—	100
特別会計　競輪事業費	201,992	162,246	162,246	—	100
特別会計　競靈園費	12,781	8,876	7,528	1,348	84.8
特別会計　計	400,909	340,504	335,730	4,774	98.6
総計	976,766	764,606	685,980	78,6 6	89.6

《別表4》　同上支出状況

科目	最終予算額	支出額	予算残額	支出歩合	収支過不足額
一般会計	575,857	446,233	129,624	77.5%	△95,983
特別会計　上水道費	33,727	15,475	18,252	45.9	13,816
特別会計　市立芦屋病院費	37,008	29,943	7,065	80.9	△1,502
特別会計　浴場費	4,772	3,454	1,318	72.4	908
特別会計　地方競馬費	110,629	100,887	9,742	91.2	2,975
特別会計　競輪事業費	201,992	160,709	41,283	79.6	1,537
特別会計　競靈園費	12,781	6,322	6,459	49.5	1,206
特別会計　計	400,909	316,790	84,119	79.0	18,940
総計	976,766	763,023	213,743	78.1	△77,043

《別表5》　昭和29年度市税徴収實績　人口（54,152人）世帯数（14,358世帯）（昭29.9.30住民登録調）

税目	予算額	調定額	収入額	調定額 1世帯当り	調定額 1人当り
1. 現年度分（過年度分を含む）					
市民税	243,581	272,224	238,584	18,955円	5,026円
固定資産税	122,900	135,982	122,394	9,471	2,511
そ他	92,550	106,889	87,132	7,445	1,974
2. 滞納繰越分	28,131	29,353	29,058	2,039	541
計	54,914	60,438	24,619	4,209	1,116
計	298,495	332,662	263,203	23,164	6,142

一時借入金　57,350千円
公債　145,577千円（市民1人当2,890円、1世帯当10,898円）

昭和29年1月25日
第三種郵便物認可

市議会議員選挙のあと

新選良三十氏きまる

正副議長に筏・細川氏

六万市民の関心をあつめた本市議会議員選挙は、四月三十日執行せられ、即日開票の結果新たに三十名の人々が議員として議政壇上にデビュー、こんご四年間市民の代表として市政審議の重責を担うことになりました。なおこの選挙における投票数は、男一〇、三二一人投票率七二・〇二%女一一、六七三人投票率七六・六二%合計二一、九九四人その平均投票率は七四・三一%でありました。

次いで五月十九日新議員の初議会が招集せられ、正副議長その他諸役員が互選され、それぞれ次のように決定をみました（敬称略）

◇議長　筏　鹿一
◇副議長　細川　慶助
◇教育委員天王寺谷又之助
◇総務常任委員長　鶴田秋太郎
◇民生常任委員長　神井清太郎
◇建設常任委員長　助野　種吉
◇競輪特別委員長　天王寺谷又之助
◇国際都市建設特別委員長　堺谷巳之助
◇監査委員（選任に同意）　福井　義夫
（ほか略す）

緑の募金ありがとう

3、4月にわたつて全国一齊にくりひろげられた、「われらの山、街に緑を」の緑化運動は、当市でも、4月6日大東公園での植樹式を頂点に、緑のはね募金等の行事が催されました。割当をうけた一四、四〇〇本の羽根と六三〇個のバッジは、市内各団体、寮、官公庁、学校等で売捌かれる一方、ボーイスカウトの奉仕で街頭募金も行われた結果、みなさんの深い御理解をうかがうに足る、羽根88%、バッジ99%という好成績で募金の幕を閉じました。この純益六八、六三〇円（学校関係を除く）で、市は苗木を購入し、厚い感謝の気持と共に、之を街路、公園等に植えつけることになつています。

四月中の市民の声

4月中の投書で市弘報係にとどいた分は、26名で件数は35件ありました。内訳は衛生問題15件、土木問題10件、治安灯関係10件。之に対し、早速処理したのが22件、多少日時がかゝるが実施予定が2件、参考意見7件、回答して御説明したのが3件、他に感謝状が1件あります。

いつも申上げています様に、およそ市政につながりあることなら、小は御身辺のことから、更に大きな問題についても、御苦情、御要望、御献策をどしどし市弘報係までお寄せ下さい。お待ちしています。

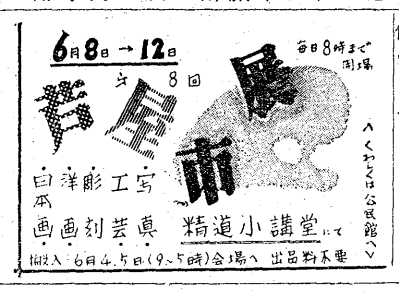

学校建設資金を返還

昭和23・24年に当時の父兄からお借りした「学校建設復興資金」の中、ことし市立中学を卒業された方の分の元利を、5月末に御返済する予定です。該当の方には当時のPTAから通知しますから、出資証と印を持参の上、当時の学校でお受取り下さい。

山中建設資金も

昨年春、出資願つた「山中2期工事完成資金」は出資者全員に本月末返済の予定で、近く募金委員会から通知を差上げることになつています。

更生資金を返しましよう

終戦以来、海外引揚者、戦災者、未亡人、身体障害者或いは生活困窮者の皆さんに利用され、その更生にどんなにか役立つてきた「更生資金」。ところが県下で貸出された一億三千万円のうち、七千二百万円もの巨額が期限が来ても返されず増加の一途をたどる新しい希望者に回転できないで困つています。そこで国民金融公庫では456の3ケ月を更生資金回収期間としこの間に元利御返済の方には特に延滞金を全免する取扱いをして利用者の返済を望んでおります。みなさんが借りたかつたときの気持で新希望者が待つています。期間中強制取立も行うそうですから念のため。

業平祭

5月29日正午より精小講堂にて。式―▽業平讃歌朗詠▽コーラス▽献華▽献茶▽献香▽講演寿岳文章（交渉中）▽献詠▽献句▽交響楽▽合唱▽業平祭献詠・献句は……5月25日までに短冊に揮毫し応募のこと。献詠「当季雑詠」一首公民館へ献句「晩春・初夏」一句公光町5橋本雪後氏へ奉納技芸―日本舞踊▽狂言

公営住宅希望者に登録制

今後の公営住宅申込を公平適正にすると共に住宅建設計画の参考のためにこの度公営住宅希望者の登録制を実施する事に致しましたから希望者は成可く早く申出て下さい。御申込は5月20日から受付けます。但し登録申込は公営住宅法に定める資格条件のある方に限ります。詳細は市住宅課の方で御聞き下さい。

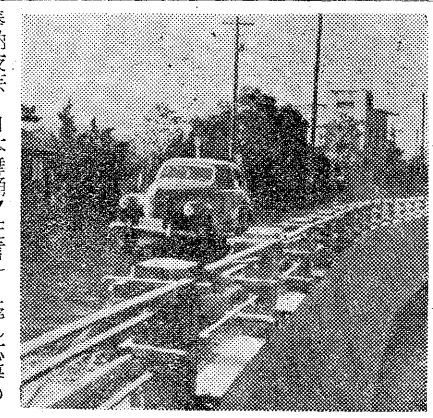

《寫真説明》かねてより施工中の驛前通から上流の宮川改修工事はこの程完成しました。

六月には市（縣）民税を

―その御案内6章―

六月から、本年度の市（県）民税をお願いします。左記お含みの上、御納税ください。

Ⅰ特別徴収

給与所得者は、お勤先で六月から来年三月までに十分割して、毎月給料から源泉徴収ねがうことになりました。

Ⅱ普通徴収

給与以外の所得―事業・配当・不動産・山林・農業・譲渡・一時・雑、等の所得のある人は、従来通り、六、八、十、一の各月、四期に分けて徴税令書をさし上げて、市金庫へ納付ねがいます。

Ⅲ異議の申立

課税についての異議は、第一期分の徴税令書を受けた日または特別徴収税額の通知を受けた日から三十日以内に申立てることができます。（地方税法三一八）

Ⅲ納期の延長申請

納税が困難なときは、普通徴収では三カ月、特別徴収では一カ月以内の期間、納期を延長できます。今書記載の納期限までに申請してください。（地方税法三二二、市税条例三四）

Ⅴ徴収猶予

災害、病気、失廃業などの理由で甚しく納税の困難の方には、一カ年以内、徴収猶予ができます。お申出ください。（国税徴収法七、市税条例八の二）

Ⅵ減税・免税

生活保護法の生活扶助を受けている人、勤労学生、不具者、未成年者、六十五年以上の人、寡婦、死亡者の相続人で納税義務の承継の困難な者、失業者、退職者中困窮者、本人または家族の重病、所得が二分の一以下に減少した人、被災者などには、市（県）民税が減免されます。納期限前七日（六月は二十三日）までにお申出ください。（地方税法三二三、市税条例三二五）

◇すべて申立や申請は、文書ですることになつています。用紙は税務課にあります。

◇くわしいことは、同課におたずねください。

固定資産税の減額

審査請求による更正と新築家屋

三十年度第一期分固定資産税は、すでにお納めになつたと思いますが、遅くとも督促状指定期限、五月末日までにお納め下さい。固定資産評価審査委員会に、審査の請求をされて、価格変更の決定通知を受取られた方も、第一期分はそのまゝお納め願います。

税額の更生減額分は第二期分（七月）以降で精算することになつています。

また、昭和二十九年中に建築された家屋で、新築による減免申請書を、ご提出になつた向も、第二期分以降で精算減額いたします。

煙が役に立つ話

九、二六三、四六〇円が、市金庫にころげこんだ。たばこの煙の名残として、昨年四月から本年二月までの昭和二十九年度のたばこ税額の更生減額分は、小売価格の百十五分の十が市税として専売公社から納付されるので、この税額は、芦屋市のたばこ屋の総売上一億円余にたいするものです。

煙にしないで、たばこ銭一億円が、そのまま教育や道路に寄附されたら……と言うのは実際に行われまいが、実際に行つてほしい事があります。芦屋市民が、実際に喫うたばこ、これが年間約二億円、現在市内では半分しか買われていないのを、全部芦屋市内でお求めになることです。出先で買う分を、市内でお買いになつてから出かける―それで、市への消費税がもう一千万円もふえるのです。

たばこをお買求めになるなら、ぜひ芦屋市内で。せめて煙を、あなたの街のお役に立てるために。

腸・パラチフスに御用心

こわい伝染病を芦屋から追放しましよう。満3才から60才までの方は全部予防接種をうけて下さい。料金は、昨年も受けられた方は一回だけで20円、ことし始めてうけられる方は三回で60円です。時間は後1時半―3時。

〈場所・第1回・第2回・第3回〉

◉保健所―5月23日・30日・6月6日◉宮川小―5月24日・31日・6月7日◉打出公会堂―5月25日・6月1日・8日◉国鉄芦屋駅北口―5月26日・6月2日・9日◉岩園小―5月27日・6月3日・10日◉安楽寺―5月28日・6月4日・11日

接種洩れの方は6月15・16日に保健所へおこし下さい。

芦屋近く着工コート

新年号でお知らせした市民待望の「芦屋テニスコート」は、アンツーカコート4面とコート管理事務所建設を第一期工事として、いよいよ近く着工されます。敷地は現在の松浜公園内グラウンドで、コート両側には遊歩道と芝生帯、事務所内にはホール、ロッカールーム、会議室が設けられ、今秋完工の運びとなる予定です。

ご存じの方はお知らせ下さい

固定資産税令書公示送達

固定資産税昭和三十年度第一期分の徴税令書が、次の方のは所在不明で、お手もとにおとどけすることができませんので公示送達をしました。（地方税法第二十条、市税条例第十一条）これにより、納税義務は発生し、今後の徴税業務は、最悪の場合、滞納処分にまで至ります。該当の方ご存じよりの方がありましたら税務課まで御連絡ください

≪不明として返戻された住所、納税義務者名、第一期分税額（単位円）の順≫

◉大阪市西淀川区御幣島一七四吉田マキ一八〇◉神戸市生田区北長狭通七丁目八ノ二山川作蔵五三〇◉東京都太田区雲ケ谷五一四上柳米子六五〇◉大阪市住吉区帝塚山西二丁目則武佑作三、七八〇◉大阪市東区今橋五丁目二九ノ一〇小沢亀三郎四四〇◉松ノ内町二一ノ一森洋三　三、六九〇◉東芦屋町六三杉本基三九〇◉大阪市阿部野区天王町北二丁目二、小松繁　八二〇◉打出小槌町六一内藤ツネ四一〇◉福岡市富仁校区芦屋町四ノ二三八四江副富太郎二、〇一〇◉打出南宮町七八天王寺谷正治四四〇◉大東町七二ノ七森泰司一〇〇◉神戸市東灘区魚崎町六二〇浜田かず子七六〇◉打出浜町二ノ六森岩久雄六四〇◉大阪市城東区鳴宮六四七中島芳太郎六〇◉大阪市東淀川区川口町九五三稲富礼次郎一、一六〇◉神戸市生田区北長狭通宮良孫康一、五七〇◉三条町一〇五嶋久男一、一〇◉前田町三一阪本好行五八〇◉打出小槌町八四石本亀吉一八〇◉前田町四〇志賀さた子二、九一〇◉山手町一三三ノ一原田シゲノ二、四二〇◉山芦屋町六久保保江三、四六〇◉山芦屋町一四一モーリス、オ、ローラン一、八〇〇◉打出小槌町守田武男一一〇◉三条町七九庄司元吾一、六八〇◉大阪市西淀川区御幣島町二三三小中清三郎四〇〇◉茶屋之町七三辻イク五八〇

芦屋ところどころ ⑮

くろがねもち

およそ名木といわれる程のものは、いずれの土地にあつても、凡百の樹木をへいげいし君臨していると同時に、必ず歴史の後光を負うているものである。こゝに紹介する六甲くろがねもちは、幹廻り根元五米余、目通り三米半、高さ二〇米、又芦屋の松は幹廻り根元で六米四、目通り四米四、高さ三〇米とあるから、勿論甲南きつての巨木である。加うるに、之が遠く中世時代より生育し、樹齢幾百千年なるを知らぬというに至つては、正に天下の名木の名に恥じないものがあり、昭和九年文部省から天然記念物に指定されたのも故なしとしない。

六甲くろがねもちは、西山町一三三の栃木邸にある。庭園の新緑はすがゝしい。地表一帯はしつとりした苔と八つ手と山吹きで蔽われている。中央の泉水には睡蓮がこゝかしこに群り浮んでいて、清水がその下をくぐつて音もなく流れている。楠、松、ひのきの大きな木立ちの中を、このくろがねもちは池の東に、天に冲する慨を以てつゝ立つている。直径一米に余る幹は遙かなる梢に数枝を茂らす丈で、それより下は滑らかな肌も露わに、黄色く大地につゞいている一の柱そのものであつて根元に立つとわれ〳〵は全くこの偉大な自然物に圧倒されるのを覚える。しかし流石に枯死した部分を切り去り、樹幹に強壮劑を注ぎ、セメントもて補強して僅かに余命を保つているとは家人の言である。之に反し中庭に抜んでている芦屋の松は今尚生気潑溂として、枝葉は相交えて繁茂し緑の影を鮮かに、地上の白砂に投げかけている。巨幹の二尺平方もあろう巨鱗が一つ一つ印象的に迫つてくる。

元来この地は、僧行基（西暦六六八―七四九）の開基した塩通山法恩寺の址で、当時は六堂六十六坊を擁し、境内は東は芦屋川、南は国鉄、北は鷹尾山麓にまで及んで、りんかんの美、規模の広大を誇つたと、ものの本に書いてある。この地帯にうつそうたる樹木の多いのは、この辺から出土する古瓦等と共に當時の名殘りを物語るものだ。

初夏の庭のみどりのしづもりに寂びさびて立つもちの大樹は

西田增藏

お知らせ

茶華　花道大会6月2日3日席・精小講堂9時茶席・20時（3日は17時講堂）17業平橋東一丁吉田邸10時茶華・公民館共催

フォ　―クダンスの会5月から於精小講堂参加大歓迎28日と6月11日14時

書道　展6月4日5日9時―17時於精小講堂研究会員及諸作家の作品展観

幼小　中高校生図工展6月14―16日於精小講堂

大掃除　つゆあけ早々に行います日割は決定次第おしらせします　衛生課

急告　治安灯故障の節は至急お知らせ乞庶務課